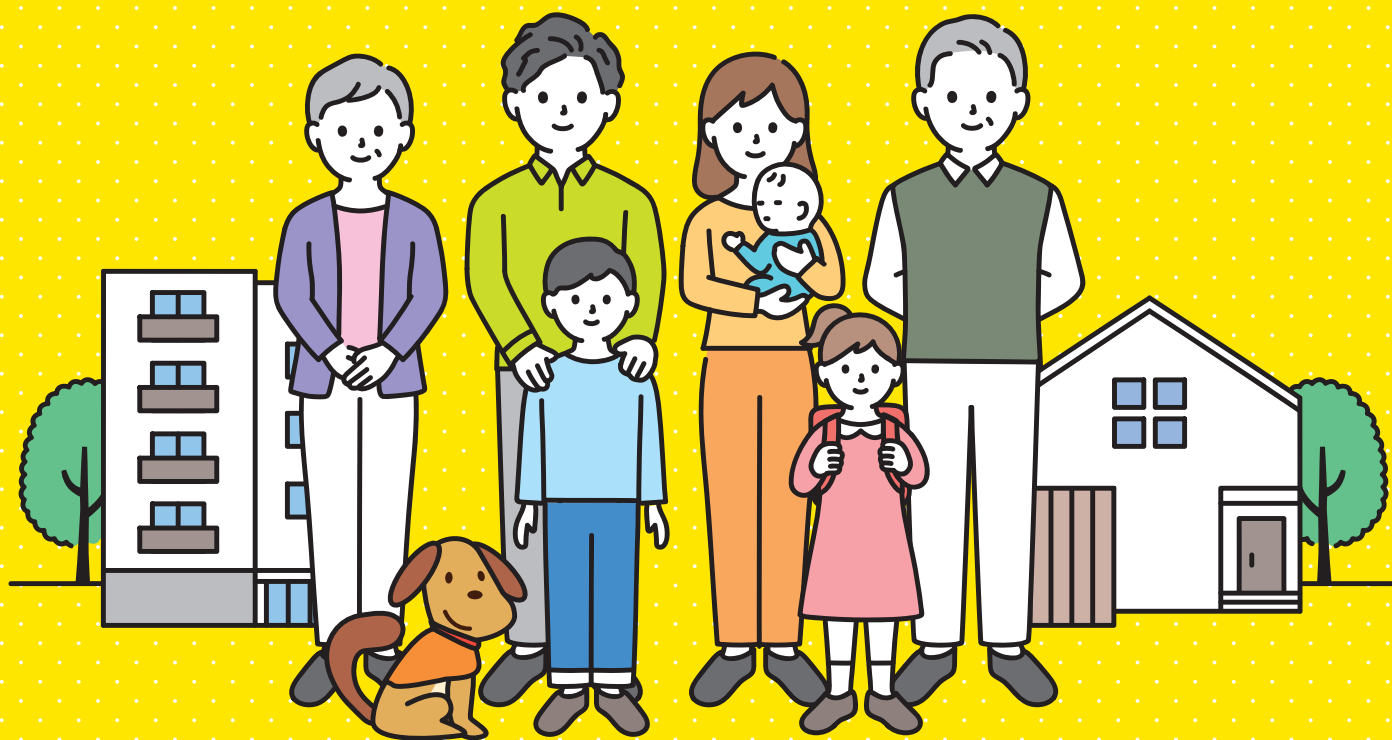




ちく ぜん まち
筑前町

こ けん り じょう れい 子どもの権利条例

こ さい さい ひと
子どもとは、0歳から18歳のすべての人をいいます。



いのち たいせつ
わたしたちの命はかけがえのない、とても大切なものです。

こ みらい おお きぼう
そして、わたしたち子どもは未来をつくる大きな希望でもあります。

ゆめ じ ゆう いのち くる おも こ
でも、夢や自由、命までうばわれ、苦しい思いをしている子どもたちは
この世の中には、たくさんいます。

こ う けん り も
しかし、子どもは生まれながらにして権利を持っています。

まも
それをみんなで守りましょう。

みらい
わたしたちの未来のために。

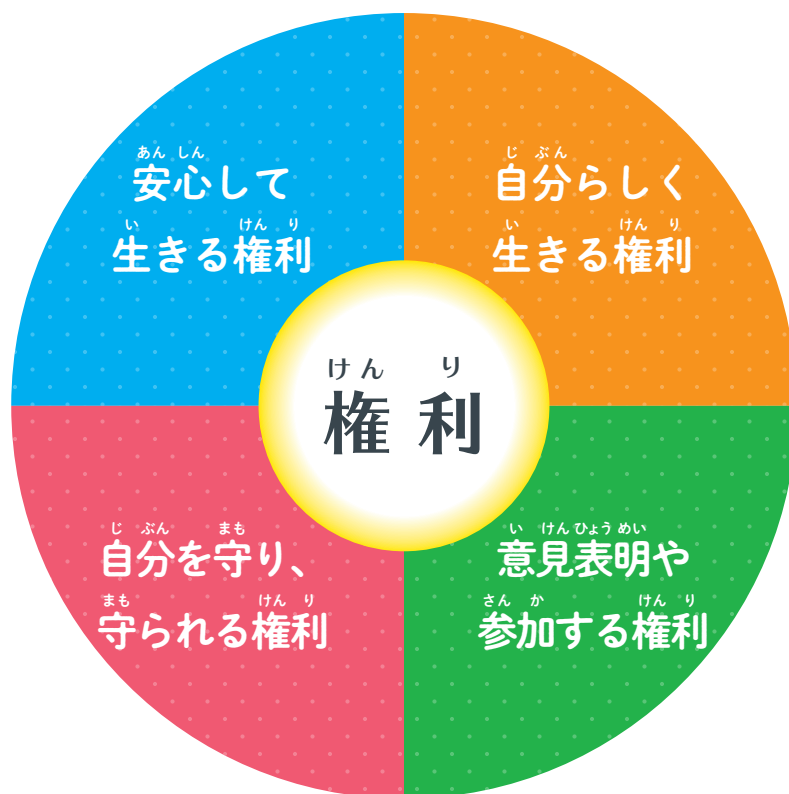
ちくぜんまち こ けん り せんげん
「筑前町 子どもの権利宣言」より

「筑前町子どもの権利条例」は、筑前町の子どもたち一人ひとりに、自分の持つ権利についてわかってほしいという願いから、「おたがいの権利を大切にする気持ち」や「人を思いやる心」が育つことを願って定められたものです。

この権利は、だれもが生まれたときから平等に持っています。

一人ひとりが権利を持っているということは、自分に権利があるのと同じようにまわりの友だちにも、ほかの人にも権利があるということです。

そして、ほかの人の権利を大切にする事で、あなたの権利が守られているのだという事をいつも考えてほしいと思います。



権利とは、自分の意思で行動を選ぶことができ、他からおかされてはいけないものです。そして、その結果をきちんと自分で受け止めなければならないものです。



安心して生きる権利

子どもは、子どもであると同時に一人の人間です。一人ひとりの命はこの地球上に一つしかない大切なものです。あなたも、ほかの人もみんなかけがえのない一人ひとりで、だから、だれの命も同じようにとっても大切なものなのです。この命をむだにせず、一生懸命生きていきましょう。生きることは、人間として一番大事なことです。

たとえ、どんな理由があっても、子どもがいじめや差別を受けたり、心やからだを傷つけられたりすることは、あってはならないことです。

命を大切に、まわりのみんなに愛されながら、いじめや暴力から守られることも、大切なことなのです。おとなも、たとえ親や先生であっても、たたくなどの暴力をふるったり、ひどいあつかいをすることは許されません。

けがや病気に気を配ってもらい、もし必要なときには、きちんとした手当や治療が受けられることも大切なことです。

家庭でも地域でも学校でも、おとなは子どものことを愛情いっぱいに考えているのです。



(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) あらゆる差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 平和と安全な環境の下で生活できること。

自分らしく生きる権利

人はだれでも、心もからだも、のびのび成長したいと願っています。勉強することも大切です。遊ぶことも大切です。そして、将来を考えられ、夢を持つことができることや自分のペースにあわせて休んだり、動いたりすることも大切なことです。趣味や遊び、スポーツなどが楽しめることや自分の感情を素直に表現できることなど、人には、それぞれ、その人らしさがあります。それを個性とよび、大切にされなければならないものであり、人とちがっていることは、決してはずかしいことではありません。心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりを傷つけてはいけません。それぞれ、一人ひとりがかけがえのない存在なのです。

また、自分の思いや考えを表現することは、すばらしいことです。自分の思いなどを言葉や音楽、絵など、自分にあった方法で自由に表現しながら、自分らしく成長していけたら、どんなにすばらしいことでしょう。だから、今このときを、一生懸命勉強し、将来の自分の夢がかなうようにしましょう。

この筑前町の豊かな自然のなかで、ふるさとのよさにいっぱいふれながら、そのよさを守りながら、思いっきりいろんなことにチャレンジしましょう。



(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく様々な経験を通して豊かな子ども時代を過ごすために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) ありのままの自分を大切にすること。
- (2) 学び、遊び、疲れたら休むこと。
- (3) ゆとりとやすらぎの時間的・空間的保障がされること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 自然に親しむこと。
- (7) 夢に向かって挑戦し、できなかったら再度挑戦すること。
- (8) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

自分を守り、守られる権利

毎日、きちんと食事ができる。家に住める。見守ってもらえる。ぐっすり眠ることができる。けがや病気の治療を受けられるなど、私たちが子どもとして成長していく上での様々な世話をしてもらえることは大切なことです。

子どもは、まわりの人に助けってもらったり、注意してもらったりしながら、子どもなりに社会のルールやマナーをその時その時にきちんと教えてもらうことも大切なことです。いつでも気軽に相談できる人がいて、必要な手助けを受けることができることも守られなければなりません。

また、子どもであることにより不利になるようなあつかいを受けてはなりません。秘密が守られなかったり、人としての誇りを傷つけられたりすることもあってはなりません。

子どもは、いろいろな情報や考えを伝え合う権利、知る権利を持っています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。自分を守り、守られるためには、一人ひとりの存在を大事にすることが求められるのです。



(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることにより不当な扱いを受けないこと。
- (5) 気軽に相談でき、必要な支援を受けること。

意見表明や参加する権利

自分たち自身にかかわることだから、もっと子どもの意見を聞いてほしいと思ったことがあると思います。大人から一方的に言われるだけでなく、一緒に考えたり、話をしたりできるようにありたいものです。

子どもでなければ気づかないこともたくさんあるのです。だからこそ、子どもと大人が意見を出し合って、よりよい社会をめざしていきたいものです。

みんなで楽しく生活できる、よりよい社会をめざすためには、仲間をつくり、友だちと支えあい、人の温かさを知ることが大切です。

さらには、自分たちの地域のことを知り、自分たちの地域の行事や活動などにすすんで参加することも大切です。ときには、地域の人たちの力を借りることもあるでしょう。地域の人や出会った人たちにきちんとあいさつをすることでその絆（つながり）も深まっていきます。ことばづかいを大事にして、人を傷つけるようなことばをへらし、人を励ますことばやよいことばを増やしていくように心がけましょう。



(意見表明や参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

こ けん り かん きゅう さい 子どもの権利に関する救済

みなさんは、自分の権利が守られているか、そうでないかをはっきりさせることが難しい場合が多いと思います。

筑前町では、みなさんが「子どもの権利」について、いつでも相談することができて、その内容によっては助けてもらったり、いろいろな解決の方法を提案してもらったりできるような相談の場をつくっています。

「子どもの権利救済委員会」といって、みなさんの権利がきちんと守られているかを調べ、みなさんの権利が守られるようにお手伝いするところです。



(子どもの権利に関する相談及び救済)

第18条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談機関及び救済機関を設置します。

- 2 子ども、保護者、子ども施設関係者及び町民は、町に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利相談機関)

第19条 子どもの権利の侵害に関する相談員をこども未来センターに置きます。

- 2 相談員は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。

(子どもの権利救済委員会)

第20条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、筑前町子どもの権利救済委員会（以下「救済委員会」といいます。）を設けます。

- 2 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が選任します。

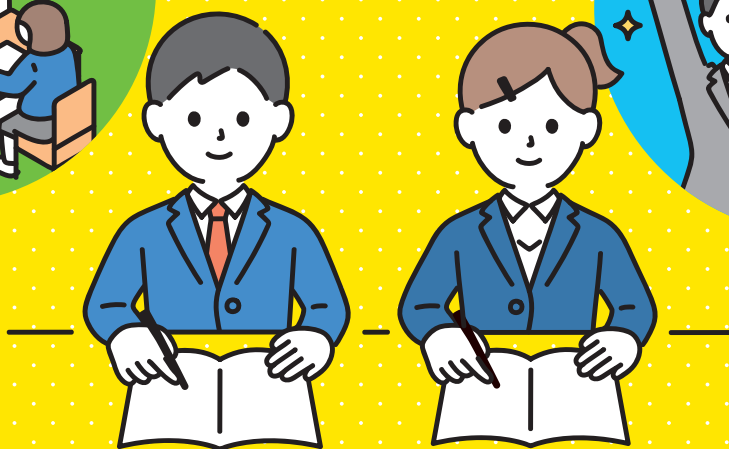
(救済委員会の職務)

第21条 救済委員会は、子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をします。

- 2 前項の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めることができます。
- 3 救済委員会は、必要に応じ、前2項の勧告、是正要請及び措置の報告を公表することができます。
- 4 前項の規定により公表をするにあたっては、救済委員会は合議をしなければなりません。
- 5 救済委員会は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

見^み守^{まも}り育^{そだ}てよう

筑^{ちく}前^{ぜん}つ子^この心^{こころ}と未^み来^{らい}！



「子^こども^{けんり}の権^た利^{なや}」やそ^くの他^{しんばい}で、悩^{なや}んでいるこ^こと、苦^{くる}しんでいるこ^こと、心^{しん}配^{ばい}なこ^ことがあ^あるときは、相^{そう}談^{だん}でき^きるこ^ころがあ^あります。気^き軽^{がる}に話^はしてみ^みてく^くだ^ださい。秘^ひ密^{みつ}は守^{まも}ります。安^{あん}心^{しん}して相^{そう}談^{だん}してみ^みてく^くだ^ださい。

筑^{ちく}前^{ぜん}町^{まち}こども未^み来^{らい}センタ^ー

通^{つう}話^わ料^{りょう}無^む料^{りょう}
フ^ーリ^ーダ^イヤ^ルル

0120-24-7874